

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	補充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分類」の 見直し	「措置 の内容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事 項管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1020120	小水力発電実施の際の水 路および水の利用条件の 改革	土地改良法の管理及び 関係に関する基本通知に ついて5-0-4	国営土地改良事業により造成され た農業用水路等の土地改良施設 (以下「土地改良財産」とい う。)を小水力発電のために使用 させる場合、土地改良財産の管理 及び処分に関する基本通知(昭和 60年4月1日付け60農改自第499 号農林水産省補正改善局長通知) の5-0-4に基づき使用料を算定 し、これを徴収することとしてい るところである。 また、使用料は、発電事業者が取 得した発電水利権で認められた 取水量を基礎として算定すること としている。 なお、都道府県営土地改良事業等 により造成された土地改良施設に 係る使用料の徴収については、当 該施設の所有者の定めるところに よるものである。		小水力発電における水路の使用料は不要と し、水の使用については、利用水量に応じた 従量課金方式にする。	現在、農業用水路等に小水力発電装置を設置する際、複雑な計算式による水路施設および水の 使用料を請求することになります。しかし、小水力発電においては水を消費すること無く単に位 置エネルギーを利用するに過ぎず、また設置により水路等にダメージを与える可能性も比較的小 さいと考えられます。このような装置の設置に際して、水および水路の建設・保全等に関わる費用 の負担も求められる現行制度では小水力発電のインセンティブと考えられている安価で手軽な電 力供給源としてのポテンシャルを十分に活かすことが出来ません。小水力発電の発電量等から算 出される水の使用量に応じた従量課金方式など、より柔軟な利用条件の明示を行うことで、小水 力発電の可能性を十分に引き出せるものと考えます。	C	-	土地改良財産に係る使用料としては、国有財産である農業用水路等を使用させる際の施設使用負 担と農業用水路等の維持管理に要する経費のうち当該使用による掛かり増し分の負担がある が、いずれも正当な対価として適正かつ必要不可欠なものとして使用者に負担を求めているもので ある。 なお、実際に発電のために使用した水量に応じた従量課金により算定することについては、安定的 な発電を行うために取得した水利権で認められた取水量を基に当該施設を使用させていることか ら、妥当ではない。	-	-	C	-			1 0 6 7 0 2 0	富山県小水力 利用推進協議 会	富山県	農林水産省